

参加業者各位

質疑回答書

件名: 倉浜衛生施設組合最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に係る公募型プロポーザル

	質問項目	質問内容	回答欄
1	企画提案書等作成要領P2 2. (2)提出書類	原本は社名入り、副本は社名を抜いたものとして作成するとの理解でよろしいでしょうか。またCD-Rも原本、副本、各1枚別々にして提出でよろしいでしょうか	社名を抜く必要はありません。原本と副本は同じ内容で作成してください。 CD-Rには、原本のデータを入れてください。
2	発注仕様書 P10 第1章 第3節 4 1)(4)	「事業者の検査担当員が製作期間中において現地にて常駐管理等十分かつ適切な管理を行うこと。」とありますが、工場製作中に適宜社内検査等を行い、品質を確保するものと考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
3	発注仕様書 P13 第1章 第5節 1 4)	本工事では、既に休止をしている脱臭設備の復旧や改修工事は含まれていなく、悪臭に関する性能保証が困難であると考えます。 現状、脱臭設備が休止されていることから、休止した状況下で、悪臭基準はクリアされているものと思われまます。そのため、現状と同様の埋立物等であり、発生臭気源は同じであることを前提として対応させていただきます。また、発生臭気源が変わるなどの変化が生じた場合は、別途協議とさせていただきます。	悪臭は性能保証事項とします。 ただし、改良工事前に基準値を超えている場合や埋立物の変更に伴い悪臭が発生したと考えられる場合は、別途協議とします。
4	発注仕様書 P13 第1章 第5節 2 3)	事業者の責任において「予備性能試験」を不要とした場合、省略してもよろしいでしょうか。	事業者の責任において予備性能試験を行わなくても、性能試験を満たすことが可能であれば、お見込みのとおりです。
5	発注仕様書 P22 第2章 第2節 2 浸出水発生量の抑制	貴組合にて実施されるキャッピング範囲の造成完了予定時期をご教示ください。	キャッピング範囲の造成完了予定時期については令和4年度中を予定しております。 ※工事実施時に予定範囲13,000㎡に満たない場合、キャッピング施工範囲は協議により確定します。
6	発注仕様書 P22 第2章 第2節 4	施工中の施設運転計画にあたって、浸出水の貯留方法は既存の運転と同様の方法で実施する形で問題ないでしょうか。	計画処理能力及び浸出水調整池容量を超える浸出水が発生した場合には、浸出水の貯留方法は既存の運転と同様の方法も可としますが、詳細は協議とします。
7	発注仕様書 P25、P64	第2章と第3章で電気・計装設備での工事範囲の表現に矛盾がありますが、[第2章 第9節3 1)]の内容を上位内容という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	発注仕様書 P27 第3章 第1節 5) (2)	彩色対象に「配管」とありますが、ご指定の種類ごとに色分けした帯状のマーキングと行先表示を施す理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	発注仕様書 P28 第3章 第1節 1 10)	床・壁・天井等を貫通する配管、ダクト、電気配線等は貫通部の補修を行うこととありますが、点検を行い健全性が確認された場合はそのまま利用することでよろしいでしょうか	事業者の責任において調査のうえ継続利用(20年間)に問題がないと確認することを前提として、お見込みのとおりです。

	質問項目	質問内容	回答欄
10	発注仕様書 P31 第2節 2 (4)①	「調整池の液位による自動制御(手動操作可能)とすること。」とありますが、調整池流入弁を自動弁とすることでよろしいでしょうか。	調整池流入弁(埋立地～浸出水集水ピット)は発注仕様書のとおりとし、浸出水集水ピット以降に設置する弁は協議とします。
11	発注仕様書 P36、P38、P39、P41、P54	各プロワについて、全数量3基と記載がありますが、既設同様台数で、共通機器使用の計画でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。BOD槽 硝化槽 脱窒素槽 再曝気槽 汚泥貯留槽のプロワについては共通機器となっておりますので既設3台を更新してください。
12	発注仕様書 P72 第4章 第2節 1	路盤:粒度調整砕石(M-30)と記載されていますが、沖縄県内での入手が困難と確認しているため、粒度調整砕石(M-40)で代用してもよろしいでしょうか。	粒度調整砕石については(M-30)を採用することを原則とするが契約候補者決定後、県内入手状況を確認したうえで、必要に応じて協議・決定します。
13	発注仕様書 P72 第4章 第2節 3	水槽内部仕上げ表に関しては、「防食の仕様は・・・日本下水道事業団の民間開発技術審査証明適合品とする。」となっているため、貴組合の承諾を受けた上、エポキシ樹脂以外の製品を検討してもよろしいでしょうか。また、工事期間に関して令和6年度以降の工事期間は貴組合と落札候補者と協議によって、決定するという認識でよろしいでしょうか。	水槽内部仕上げについては、発注仕様書のとおりとします。 令和6年度以降の工事については、令和6年8月着手を目途とした提案事項としますが、契約候補者決定後に改めて、提案内容をもとに当組合と協議・決定します。
14	発注仕様書 P72 第4章 第2節 3	水槽防食工事の清掃で発生する残渣は、埋立地へ戻し、その運搬にかかる費用を事業者が負担するという点でよろしいでしょうか。	水槽防食工事の清掃で発生する残渣については工事の範囲内とし事業者の責任において適正処理してください。
15	発注仕様書 P75 第5章 10	各機械・電気計装、及び架台やアンカー、サポートなどの撤去や水槽防食補修に伴う既存防食層の剥離・撤去に際し、壁・床・天井の塗料や水槽防食層・素地モルタル等にアスベストが含まれている実例があります。本工事において、アスベストに関する調査及び撤去に必要な費用は、事業者が負担とすることでよろしいでしょうか。また、アスベスト含有調査等を実施されているのであればその資料をご教示ください。	本工事において、アスベストに関する調査及び撤去に必要な費用については、工事の範囲内とします。
16	その他質疑事項	敷地内に現場事務所および作業員駐車場の借用は可能でしょうか。費用が発生する場合は、その費用をご教示ください。また土日、夜間工事は可能でしょうか。(工事の制約がありますか)	現場事務所及び作業員駐車場借用に関して費用は発生しませんが、現場事務所設置場所及び駐車場所、台数については協議とします。 また工事については原則建設法を順守し、工事の進捗状況に応じ日曜、夜間工事については別途協議とします。
17	その他質疑事項	監理技術者の専任配置は、「現場工事着工後の期間」に常駐配置するという理解でよろしいでしょうか。	可としますが、キャamping工事や事前の仮設工事においても、監理技術者の常駐配置を原則とします。
18	公募型プロポーザル実施要領2-(8)	「最新の経営事項審査「清掃施設工事」の総合評定値が1,000点以上であること。」とありますが、技術者の実績、設計管理者・施工監理者の業種は特に問わないと考えて宜しいでしょうか。	参加資格においては、技術者の実績等は問いませんが、第一次審査において、評価の対象となっております。

	質問項目	質問内容	回答欄
19	公募型プロポーザル実施要領4-(3)	提案書の水処理管理の項目において、基幹改良工事後の維持管理は組合で継続されるのでしょうか。または、維持管理は工事業者において性能補償の観点から実施するのでしょうか。	維持管理について現時点においては組合で継続予定となっております。
20	公募型プロポーザル実施要領4-(3)-ア	「提出テーマ(項目ごとに1ページ程度)※A4若しくはA3用紙とありますが、「企画提案書(任意様式)」と記載があることから、A4若しくはA3用紙にて、文字のフォント(大きさ、字体等)、余白の範囲、図表の挿入の有無に制限は無いものと考えて宜しいでしょうか。	用紙のみ指定とし、その他表現方法等については、制限はありませんが、見やすいように工夫してください。
21	公募型プロポーザル企画提案書等作成要領2-(5)-①	「工事全体にわたるスケジュールを添付して下さい。※枚数の制限はありませんが、わかりやすく取りまとめてください。」とありますが、枚数制限が無いというのは、工事全体にわたるスケジュールに関する資料が対象であり、提出テーマ毎の提案書は1ページに制限されるものと考えて宜しいでしょうか。	工事全体にわたるスケジュールについては、枚数の制限はありませんが、提案テーマについては、1ページ程度にまとめてください。
22	公募型プロポーザル企画提案書等作成要領1-(3)	基本事項(企業)の工事実績(同類・類似)とありますが、基幹改良工事に施設改修工事は含まれますか。また同類・類似工事については組合側もしくは申請者側どちらで判断するのでしょうか。	基幹改良工事とは、水処理設備の中核となる設備の改良・更新を行うことを意図しており、その意図に合致する施設改修工事であれば、実績に含めます。ただし、施設改修工事を実績として申請する場合は、工事内容が把握できる仕様書等を添付してください。提出された工事実績調査及び添付資料等を基に組合側で判断いたします。
23	公募型プロポーザル企画提案書等作成要領1-(3)	技術者の実績の配点が9点とありますが、内訳はどのような内容でしょうか。	A.工事(同種)の実績 5件以上 9点 B.工事(同種)の実績 1件以上 5件未満 5点 C.工事(類似)の実績 1件以上及び工事(同種)の実績 なし 1点
24	公募型プロポーザル企画提案書等作成要領1-(3)	地域精通度(構成市町※1内もしくは沖縄県内に本社・支社・営業所があるか、・・・)とありますが、構成市町内と県内に本社・支店・営業所で評価は同じでしょうか。	A.構成市町内に本社がある企業、または、企業体に含まれている場合 3点 B.構成市町内に支社・営業所等がある企業、または、企業体に含まれている場合 2点 C.沖縄県内に支社・営業所等がある企業 1点
25	公募型プロポーザル企画提案書等作成要領1-(3)	地域精通度(・・・構成員に含んでいるか。)とありますが、申請をJVで行う場合、JV協定書の提出は必要でしょうか。また、指定書式はありますか。	JVにて申請を行う場合は、JV協定書は必要となります。書式について指定はありません。
26	公募型プロポーザル企画提案書等作成要領1-(3)	基本事項(企業)の企業信頼度(資本金)とありますが、会社の規模(従業員数等)も考慮され配点されるのでしょうか。	会社の規模として従業員数は考慮しません。
27	公募型プロポーザル企画提案書等作成要領1-(3)	配点は0点、1点、2点、3点のように、中間点の評価はありますか。	第1次審査は、3段階評価(A、B、C) 第2次審査は、5段階評価(A、B、C、D、E)となり、それぞれの評価に対応する点数となります。
28	発注仕様書 3項 第1章 第2節 2 処理方式	浸出水処理施設処理フローにおいて、処理水槽より再使用水の矢印が出ていますが、再利用水とは、処分場への散水用水及び洗車場用水と考えて宜しいでしょうか。また、処分場への散水は継続するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ※再利用水の用途としましては埋立地消防用、埋立地タイヤ洗い場、洗車場、施設内工場揚水となっております。処分場(埋立地内)への散水については今後も継続します。

	質問項目	質問内容	回答欄
29	発注仕様書 4項 第1章 第2節 3 計画流入水質・計画処理水質	COD濃度の設定値が170mg/Lとなっておりますが、生物処理直後のCODの測定データがあれば、提供頂きたく存じます。	COD濃度の測定は生物処理直後では行っておらず、高度処理直後にて行っております。測定データについては仕様書添付資料4環境測定結果をご確認下さい。
30	発注仕様書 13項 第1章 第5節 2性能試験	「性能試験期間中の浸出水量が定格処理量に満たない場合は、その処理量をもって試験を行い、その試験条件及び結果によって性能を判断する。」とありますが、処理水質が、発注仕様書に記載される水質に満たない場合も同様に、その水質条件をもって試験を行うものと考えて宜しいでしょうか。	流入水質条件については協議とします。
31	発注仕様書 16項 第1章 第7節 工事範囲	工事範囲に「配管・弁類」、「電気・計装設備」とありますが、建築設備に係る配管及び電気設備工事(照明設備は除く)については、工事範囲外と考えて宜しいでしょうか。	本工事に関わり必要となる、建築設備の配管・電気設備工事は工事範囲内とします。
32	業務内容について発注仕様書 17項 第1章 第8節 1-(6)-⑤ 契約設計図書	提出項目に「単線結線図、各種系統図、動力設備平面図、建築設備関連図」とありますが、当該項目は、実施設計時に、現地の詳細な調査及び貴組合と協議を行いつつ設計・作成をおこなうものと考えられますので、実施設計時の提出と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	発注仕様書 22項 第2章 第2節 4 浸出水の質的変動への対応	消泡設備(消泡タンク・消泡剤ポンプ)をスケール対策設備に転用しているようですが、消泡設備は現在稼働の必要はない状態であると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	発注仕様書 23項 第2章 第2節 4 浸出水の質的変動への対応	「化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)の流入水質が高い値で推移しており・・・」とありますが、現在の焼却施設で使用されている焼却灰の処理用方法を教示ください。(処理方法によっては、生物処理の障害(硝化阻害)の原因となる物質が浸出水中に含まれる懸念があるため、処理方法を確認させてください。)薬剤による処理である場合、その薬剤の種別を教示ください。種別など不明の場合は、メーカー名若しくは品名等を教示ください。	焼却灰については、流動床式ガス化溶融炉方式により飛灰個化物として処分場(埋立地)へ搬入します。溶融飛灰については薬品処理(キレート)後処分場(埋立地)へ搬入します。 キレートの種類 株式会社ウォーターエージェンシー WAキレートZ-3
35	発注仕様書 32項 第3章 全般	「更新」対象となっている機器について、保守性の向上や手間の軽減、維持管理費(機器修繕費含む)の低減等、維持管理上合理的と判断され则认为られる場合、更新対象機器を撤去、若しくは別途設備を導入する等の提案を行っても宜しいでしょうか。	維持管理上合理的と判断されるのであれば、更新対象機器を撤去、若しくは別途設備を導入する等の提案は可としますが、最終的には協議により決定します。
36	発注仕様書 32項 第3章 第2節 4 調整池	「水槽内の状況を確認の上、クラック等、漏水が確認された場合は当局と協議の方針を決定する」とありますが、本工事においてはクラック等漏水の調査迄が工事範囲であり、その際クラック等漏水が発見された場合、その補修等の費用は事業者の負担とならないものと考えて宜しいでしょうか。	水槽内の状態を確認した上、クラック等、漏水が確認された場合の費用については必要に応じ別途協議とします。

	質問項目	質問内容	回答欄
37	発注仕様書 48項、49項 第3章 第5節 高度処理設備	ろ過塔、活性炭吸着塔は「既設利用」となっており、「但し、塔内部については今後の運転に支障のないことを調査・確認し、必要に応じて補修等を行う」とありますが、調査により補修が必要と判断された場合、一部の補修を行うと(例:内部のゴムライニングを一部補修する等)、施工者として設備の性能保証ができ兼ねますので、一式更新となります。その場合、費用負担については別途協議して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	性能が保証できる内容にて、各社費用を見込んでください。
38	発注仕様書 66項 第3章 第11節 1-4) 照明、コンセント	「照明設備(スイッチ含む)は全てLED等の・・・」とありますが、屋外照明も全て更新対象となるのでしょうか。	屋外照明は更新対象外とする。
39	発注仕様書 66項 第3章 第11節 2-2)-(5)	「空気圧縮機及び除湿器については全て更新する」とありますが、発注仕様書第62項に記載のある、「計装用コンプレッサー」を指すのでしょうか。その場合、既設利用でなく、更新が必須であるものと考えて宜しいでしょうか。	P66の記載は誤りで、更新するを既設利用に訂正する。
40	発注仕様書 P62 第3章 第9節 5 3) / P66 第3章 第11節 2 2) (5)	P62では計装コンプレッサーは既設利用とありますが、P66に基づき更新するものとしてよろしいでしょうか。	
41	発注仕様書 72項 第4章 第2節 3 水槽補修防食塗装工事	平成25年精密機能検査以降によると、各水槽の防食は、特段の支障はないようですが、以降、防食の劣化診断等を実施し、損傷等が確認されているのでしょうか。	平成25年度以降は確認しておりません。ただし、今後20年間の継続使用を見込み、この工事にて水槽の防食工事を実施します。
42	発注仕様書 72項 第4章 第2節 3 水槽補修防食塗装工事	「クラック等、漏水が確認された場合は・・・」とありますが、本工事における工事範囲は調整池以外の既存防食の更新であり、既存構造物の損傷に係る事項は、予見の出来ない事項であり、瑕疵の範囲外であるものと考えられますので、修復に係る費用負担については、協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	発注仕様書のとおりとし、全て瑕疵の対象とします。「調整池(2槽)を除く 全ての水槽について 浸出水槽・汚泥引抜及び清掃を事業者の責任及び負担において実施し、クラック等を補修した上で全面防食 塗装を更新する。」のとおりです。
43	添付資料(容量計算書)脱窒槽の容量	設計計算書を確認したところ、脱窒槽の負荷が大きいと推測されます。現在の生物処理設備の運転状況について教示ください。また、運転管理面での要望点や課題点があれば教示ください。	現在窒素の数値が高い値で推移している状況で、運転状況については脱窒素槽からBOD槽内へ循環し、BOD槽の曝気を止め嫌気雰囲気とし、メタノールも注入し脱窒素槽の雰囲気と対応しています。運転管理面の要望としましては、ランニングコストの低減及び脱窒素の効率アップを希望します。
44	その他の質疑事項	仮設計画等、本施設屋外に設置する設備の検討にあたり、既設処理施設に係る(調整池周辺も含む)地質調査報告書がございましたら、提供頂きたく存じます。	PDFにて資料提供致します。
45	その他質疑事項	差し付けなければ、既設施設の機器毎の修繕履歴等を可能な限り正確把握したいため、機器台帳等、履歴の分かる資料があれば提供頂きたく存じます。	PDFにて資料提供致します。
46	その他質疑事項	昨今の社会情勢により、電子部品やモーター、一部材料の納期大幅遅延が発生しているため、令和6年度工事に係る機器の前倒し発注(貴組合の承認後)も可能と考えて宜しいでしょうか。今後、状況がさらに悪化する恐れもあるため、状況悪化の際は協議・調整を行って頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	契約前の先行発注は認められません。社会情勢による材料等の納期遅れに対する対応については、必要に応じて協議・調整を行います。